

診療券交付のお知らせ

就学援助の認定がされたお子さんに対して、下記の病気のみで使用できる診療券を発行しています。診療券をご希望の方は、下記の申し込み用紙にご記入の上、保健室まで提出をしてください。

次の病気に使用することができます

| | | | |
|-----------|-----------------|--------------|------|
| ①う歯(むし歯) | ②結膜炎(アレルギー性は除く) | ③トラコーマ | ④中耳炎 |
| ⑤アデノイド | ⑥慢性副鼻腔炎(蓄膿症) | ⑦白癬(水虫、たむし等) | ⑧疥癬 |
| ⑨膿痂疹(とびひ) | ⑩寄生虫病 | | |

- ※ なお診療券の交付は、ひと月ごとになります。治療が翌月に継続される場合は、「継続中」の診療券の手続きが必要となります。保健室までご連絡ください。
- ※ 有効期限は翌年の3月31日までです。新年度の就学援助の認定がおりるまで発券できません。ただし、旧年度から引き続き新年度4、5月に治療が継続される場合のみ、5月31日期限の診療券を発行できます。(卒業のため、3年生は除く)
- ※ 受診される際は、診療券とは別に健康保険証も一緒に医療機関に提示をしてください。(健康保険証がない場合はよい)
- ※ 診療券は、福祉医療制度や生活保護よりも優先されます。該当する病気の治療に対しては、診療券を使用してください。
- ※ 歯肉炎の処置は、むし歯の治療のために必要な場合でも対象外(有料)です。

↓次回、申し込む際にご利用ください。↓

----- 切り取り線 -----

診療券申し込み用紙

年 組 生徒氏名 _____

【住所】 尼崎市 _____

※健康保険証 有 ・ 無

以下の通り、診療券を申し込みます。 その他()には病名を記入してください。

| 診療月 | 診療券を必要とする疾病名(○をつける) |
|-----|--------------------------------|
| 月分 | むし歯 ・ 蓄膿症 ・ 中耳炎 ・ 結膜炎 ・ その他() |
| 月分 | むし歯 ・ 蓄膿症 ・ 中耳炎 ・ 結膜炎 ・ その他() |
| 月分 | むし歯 ・ 蓄膿症 ・ 中耳炎 ・ 結膜炎 ・ その他() |

2~3ヶ月分まとめて発券も可能です。